

6 | 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程障害等配慮基準

2019年1月1日現在

(目的)

第1条 武蔵野美術大学造形学部通信教育課程(以下、「通信教育課程」という。)において、教育基本法第3条の定める能力に応ずる教育を受ける機会を保障し、学生及び科目等履修生にその機会の保障のための適正な配慮を実施し、公正な成績評価等を実施するために、この基準を制定する。

(対象者)

第2条 この基準に定める配慮を願い出ることができる者は、次の各号に定める者とする。

- (1) 障害を有する者
- (2) 加齢に伴い身体の機能に配慮が必要な者
- (3) 一時的に身体の機能に配慮が必要な者

(同一の授業)

第3条 学生又は科目等履修生は、あらゆる授業科目について、同一の授業内容を学び、同一の教室又は試験場に出席し、同一の試験を受験し、同一の水準による成績評価を受けるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、体育の実技を主たる内容とする授業科目は、身体の状況に応じて特に必要と認められる場合に限り、異なる授業内容を行うことができる。

3 面接授業又は科目試験について行われる配慮は、第1項の規定に基づき、別に定める。

(願い出)

第4条 学生又は科目等履修生は、この基準に定める配慮を求める際には、その都度、保証人と連名で、通信教育課程に要望を願い出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、入学時等に予め配慮が必要となりうる障害等について継続的な対応を通信教育課程に願い出ることができる。ただし、配慮が必要となる事由が変更された場合は、速やかに申し出なければならない。

(相談)

第5条 通信教育課程は前条に定める願い出があつたときには、事情を確認し、適正な配慮を実施するために、当該学生又は科目等履修生との相談の機会を設けることができる。

2 通信教育課程は、必要と認められる場合は、学生又は科目等履修生の願い出によらず、相談の場を設けることを提案することができる。

(配慮)

第6条 学生の願い出に基づき、書類確認、相談及び検討を経て、通信教育課程課程長が必要と認める場合には、通信教育課程は、この基準に定める配慮を行うものとする。

(プライバシーの保護)

第7条 通信教育課程は、届け出についての書類確認、相談及び検討並びにその配慮の実施にあたり、プライバシーの保護につとめなければならない。

(介助者)

第8条 学生又は科目等履修生は、移動等の介助のために、自らの依頼による介助者の氏名及び住所等を明示して、待機場所等の配慮を願い出ることができる。

2 盲導犬及び介助犬については前項の規定を準用する。

3 介助者は当該学生又は科目等履修生が行う制作等を行つてはならない。ただし、視覚又は聴覚に関する障害について介助するために聴講ノートの筆記を行うことができる。

4 通信教育課程は、学生又は科目等履修生のために、介助者を紹介又は雇用することは行わない。

(基準の改廃)

第9条 この基準の改廃は、通信教育課程教務委員会及び造形学部教授会の議を経て、学長が決定する。

附 則

この基準は、平成14年7月15日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

I
学籍・学費
事務手続

II
教育課程

III
学習方法

IV
Web の
利用

V
学生生活

VI
学習支援

VII
進路

VIII
組織

IX
資料